

平成18年度 天草市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

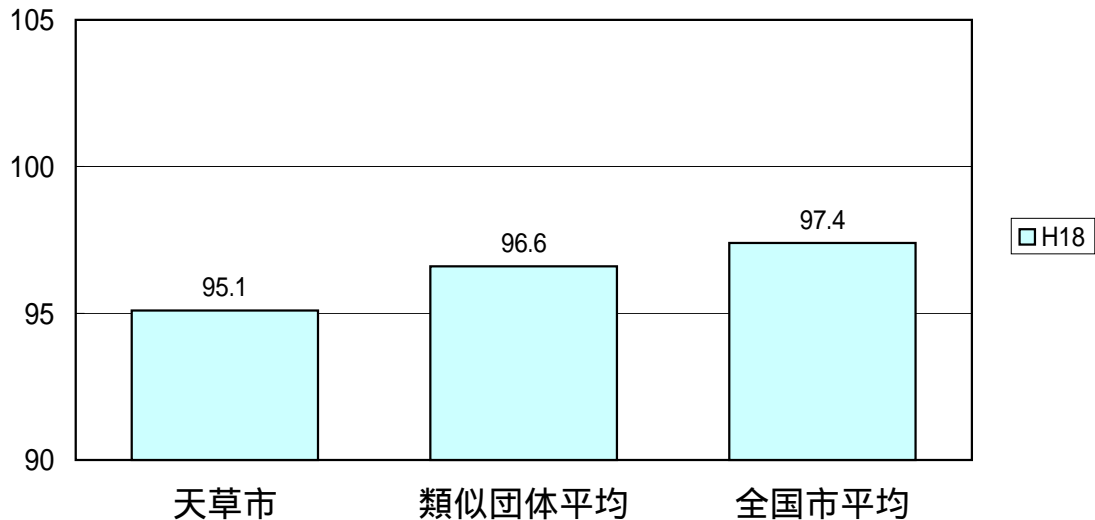
区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 99,331	千円 53,733,503	千円 1,803,035	千円 11,706,159	% 21.78	% 21.75

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 1,225	千円 4,905,400	千円 737,494	千円 2,024,367	千円 7,667,261	千円 6,259	千円 6,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（18年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（天草市を含めて80団体）のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
天草市	43.1 歳	334,679 円	383,506 円	358,363 円
熊本県	43.1 歳	358,821 円	419,116 円	390,430 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	43.4 歳	345,483 円	404,225 円	378,417 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
天草市	48.8 歳	312,224 円	331,080 円	324,893 円
うち 学校給食	49.4 歳	317,408 円	329,066 円	328,886 円
うち 用務員	49.1 歳	320,515 円	327,030 円	327,030 円
うち 清掃職員	47.1 歳	336,236 円	383,298 円	361,132 円
熊本県	45.1 歳	329,458 円	365,107 円	358,379 円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円
類似団体	47.8 歳	318,854 円	348,468 円	336,757 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した平均である。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		天草市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	-
	中学卒	127,700 円	128,900 円	-

(注) 国は技能労務職を、技能職、労務職(甲)、労務職(乙)の3区分に分けており、単純に比較できないため記載していない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,450 円	308,100 円	370,450 円
	高校卒	215,544 円	260,467 円	312,111 円
技能労務職	高校卒	217,275 円	242,643 円	254,586 円

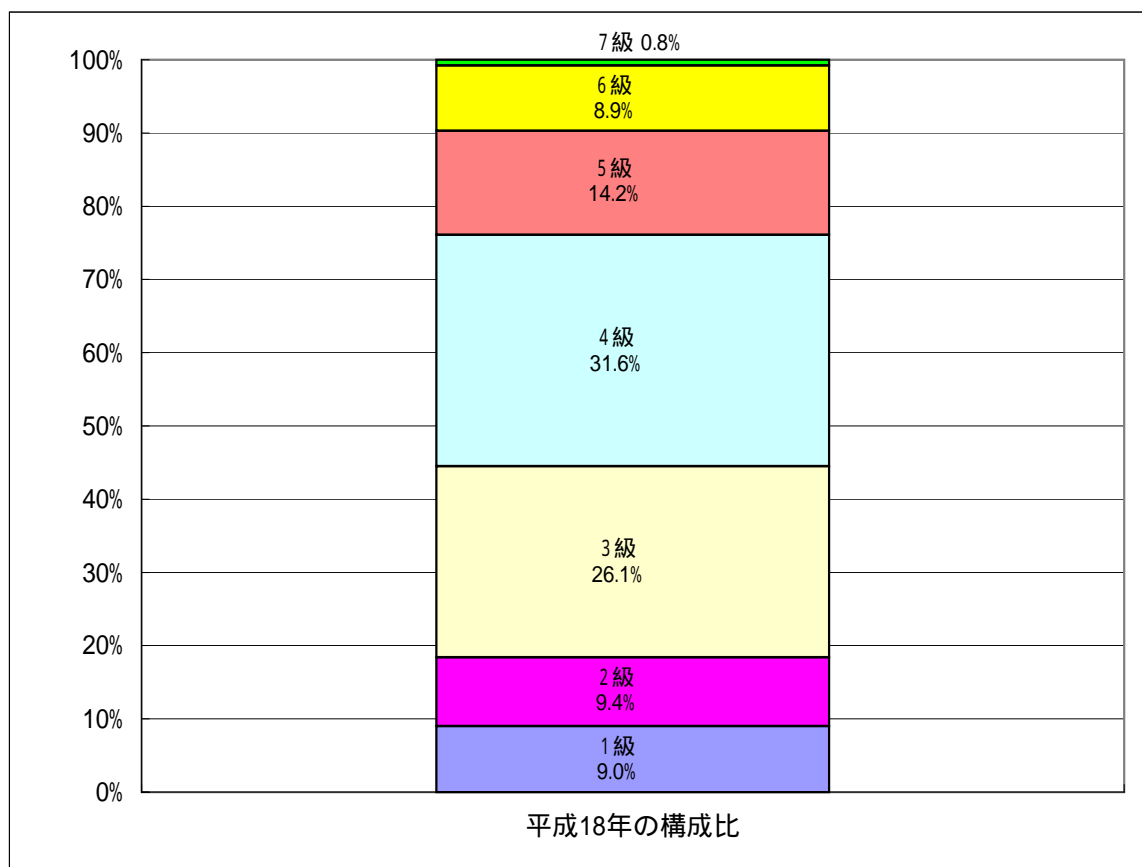
3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・首席審議員	7 人	0.8%
6 級	部長・課長・局長・審議員	80 人	8.9%
5 級	課長・室長・局長・審議員・課長補佐・主幹	128 人	14.2%
4 級	主幹・係長・参事	284 人	31.6%
3 級	係長・主任・主査	235 人	26.1%
2 級	主事・技師	85 人	9.4%
1 級	主事・技師	81 人	9%

(注) 1 天草市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

天 草 市	熊 本 県	国
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (-)月分 勤勉手当 1.45 月分 (-)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

天 草 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	

(3) 地域手当

(18年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	7 %	1 人	7 %
医師	11 %	21 人	11 %

(4) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

手当の種類 (手当数)		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税の賦課・徴収事務に従事した職員	市税の賦課徴収業務	月額2,000円 (賦課業務) 月額4,000円 (徴収業務)
徴収手当	市税の個別徴収業務に従事した職員	市税の個別徴収業務	1日につき 200円
差押手当	動産等の差押えに従事した職員	動産等の差押え業務	1世帯につき 800円
物件引揚手当	物件の引揚げに従事した職員	差押え物件の引き揚げ作業	1世帯につき 800円
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	1日につき 200円
行旅病人等取扱手当	行旅死亡人または行旅病人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人又は行旅病人の収容業務	1件につき 1,500円 (行旅死亡人) 800円 (行旅病人)
社会福祉業務手当	生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に基づく保護の業務に従事したケースワーカー及び査察指導員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	月額4,000円
特別作業手当	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業に従事した職員 (清掃作業手当を支給される職員を除く。)	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業	1日につき 200円
用地交渉手当	公共事業に必要な土地の取得等に係る交渉の業務で、土地の取得等に関する計画についてその権利者等に対して最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して一月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉業務のうち、当該一月を経過した日以後に行われる交渉業務に従事した職員	公共事業に必要な土地の取得等に係る交渉の業務	1日につき 500円
清掃作業手当	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業に従事した職員	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業	月額4,000円
火葬従事手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	1日につき 500円
医師研究手当	病院又は診療所に勤務する医師	病院又は診療所の業務	給料月額額の100分の150以下
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師のうちエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額5,000円
危険手当	病院に勤務する医師等のうち結核病棟において結核に関する業務に従事した職員	結核病棟における結核に関する業務	月額10,000円 (医師) 月額3,000円 (看護師長) 月額2,000円 (看護師又は准看護師)
夜間看護手当	病院又は診療所に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間。以下同じ。) において行われる看護等の業務に従事した職員	正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜において行われる看護等の業務	1回につき 6,800円 (勤務の全部が深夜) 3,300円 (一部深夜4時間以上) 2,900円 (一部深夜2時間以上4時間未満) 2,000円 (一部深夜2時間未満)

(5) その他の手当 (1 8 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者13,000円、扶養親族2人まで各6,000円、 3人目以降5,000円(扶養親族でない配偶者を有する 場合、1人目の扶養親族については6,500円) 加算措置 16歳から22歳までの間にある子1人につ き5,000円加算	同じ	
住居手当	借家、もしくは持ち家に居住している職員に支給 借家居住者は家賃に応じた基準額(27,000円)、持 ち家居住者一律2,500円	一部異なる	国においては 持ち家居住者;新 築・購入から5年 間月額2,500円を 支給
通勤手当	通勤のために、交通機関や交通用具を利用している 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関利用者は運賃相当額55,000円を上限に支 給、交通用具利用者は通勤距離が2km増すごとに 1,400円を加算した額を支給	一部異なる	国においては 交通用具利用者の 距離区分及び手当 額が異なる 通勤距離が5km増 すごとに2,000円 ~2,500円を加算 した額を支給
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむ を得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活す ることを常況とする職員に支給 距離制限を満たすもの等に月額23,000円を支給(職 員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が 100km以上である職員にあっては、その額に、 45,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに医師として採 用され離島等に所在する病院等に勤務することを命ぜ られた職員に支給 月額306,900円以内の額を採用の日から35年以内 の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じ て支給	同じ	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 同一職務の職員の平均給料月額に職務に応じた率を 乗じた定額を支給・・・部長級は12%、課長級は10%、 看護師長は6%、審議員は5% 病院医療職(医師、看護師等)については給料月額 に職務に応じた率を乗じた額を支給・・・病院局長は 25%、院長・診療所長は20%、副院長は12%、薬局 長・診療科長・看護総師長は10%	異なる	国においては 役職により給料月 額の100分の2 5以内を支給 (例)国 課長級 は12%
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するこ とを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得 た額	同じ	
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 一般の宿日直 4,200円、医師の宿日直20,000円、 看護師の宿日直 5,900円	同じ	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた 職員に対して支給	同じ	
管理職員特別勤務 手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急 の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は 休日等に勤務した場合に支給 1回につき4,000円、6時間を超える場合の勤務は 6,000円	同じ	

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	870,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,007,000 円, 619,500 円	
	助 役	665,000 円	871,000 円, 591,500 円	
報 酬	議 長	407,000 円	670,000 円, 340,000 円	
	副 議 長	366,000 円	603,300 円, 293,000 円	
	議 員	348,000 円	570,000 円, 247,000 円	
期 末 手 当	市 長 助 役	3.35 (6月期 1.6、12月期 1.75) 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	3.35 (6月期 1.6、12月期 1.75) 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	
	助 役	給料月額 × 在職月数 × 50/100	20,880,000 円	
	備 考	給料月額 × 在職月数 × 30/100	9,576,000 円	

*退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

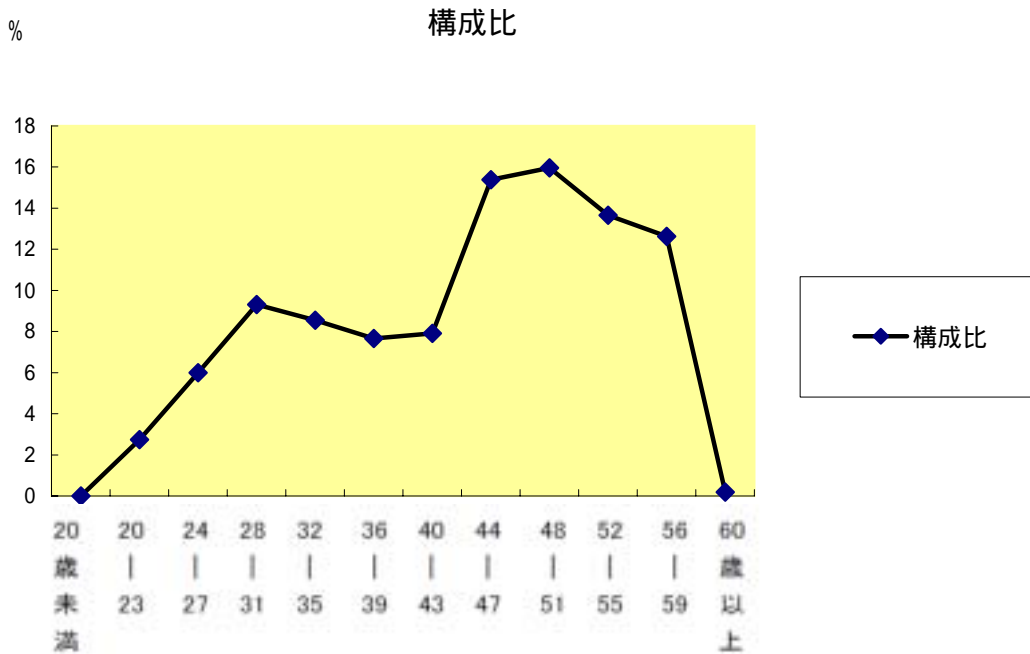
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
一般行政	議会	23人	6人	17	議会事務局の統合による減員
	総務	314人	311人	3	コミュニティ-主事の配置による増員 会計出納、広報広聴業務などの統合による減員
	税務	79人	93人	14	平成17年の79人には、国保・介護担当の税務職員が含まれていません。税務職員を含めると106人となり対前年度増減数は13人となります。
	民生	221人	203人	18	民生一般（社会福祉、援護等）の管理部門及び国民年金業務の統合による減員
	衛生	116人	124人	8	環境・廃棄物事業及び健康増進事業の推進のため増員
	労働	3人	2人	1	勤労青少年ホームを教育部門へ移管
	農林水産	120人	124人	4	地籍調査事業の推進のため増員
	商工	29人	34人	5	商工観光事業の推進のため増員
	土木	94人	92人	2	合併による調整
	小 計	999人	989人	10	参考 人口1,000人当たりの職員数 9.99人 (類似団体平均値；人口1,000人当たり職員数 6.35人)
特別行政	教育	257人	236人	21	総務部門への業務移管（公民館主事 コミュニティ-主事）
	小 計	257人	236人	21	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	216人	214人	2	退職者の不補充
	水道	48人	52人	4	下水道料金一括徴収及び水道料金不均一による料金管理業務のため増員
	下水道	20人	25人	5	合併浄化槽整備事業（衛生部門から業務移管）及び特定環境保全公共下水道事業などの事業推進のため増員
	その他	77人	51人	26	平成17年の77人には、国保・介護担当の税務職員が含まれており税務職員を除くと51人となります。
	小 計	361人	342人	19	
合 計		1,617人 [1,910人]	1,567人 [1,572人]	50 [338]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	43人	94人	146人	134人	120人	124人	241人	250人	214人	198人	3人	1,567人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標(対象;全職員)

平成18年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,567人	1,347人	220人	14.0%

平成18年4月1日～平成32年4月1日における定員管理の数値目標(対象;普通会計職員)

	平成18年4月1日	平成22年4月1日	平成27年4月1日	平成32年4月1日
職員数	1,225人	1,000人	800人	650人
削減率(対H18.4.1)	-	18.4%	34.7%	46.9%

* 第1次天草市行政改革大綱における定員管理の数値目標

* 普通会計職員;水道、病院、国保、介護、下水道などの公営企業等の部門に従事する職員以外の職員

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
17年度	千円 1,554,327	千円 71,325	千円 252,005	% 16.2

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 35	千円 137,643	千円 18,939	千円 57,821	千円 214,403	千円 6,126

(参考)市町村平均 一人当たり給与費	千円 6,971
-----------------------	-------------

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
天 草 市	42.9 歳	341,637 円	507,016 円
団 体 平 均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

天 草 市	天 草 市 (一般行政職)
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %

(注) 再任用職員はいない。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

天 草 市			天 草 市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

ウ 地域手当

（18年4月1日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福岡市	7 %	0 人	7 %
医師	11 %	0 人	11 %

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道使用料の個別徴収業務に従事した職員	水道使用料の個別徴収業務	1日につき 200円
水道閉栓手当	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓するとき、その職務に従事した職員	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓する業務	1回につき 300円

オ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者13,000円、扶養親族2人まで各6,000円、3人目以降5,000円（扶養親族でない配偶者を有する場合、1人目の扶養親族については6,500円） 加算措置 16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	
住居手当	借家、もしくは持ち家に居住している職員に支給 借家居住者は家賃に応じた基準額（27,000円）、持ち家居住者一律2,500円	同じ	
通勤手当	通勤のために、交通機関や交通用具を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関利用者は運賃相当額55,000円を上限に支給、交通用具利用者は通勤距離が2km増すごとに1,400円を加算した額を支給	同じ	
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 距離制限を満たすもの等に月額23,000円を支給（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、45,000円以内で距離に応じた一定額を加算）	同じ	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 同一職務の職員の平均給料月額に職務に応じた率を乗じた定額を支給・・・部長級は12%、課長級は10%、看護師長は6%、審議員は5%	同じ	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回につき4,000円、6時間を超える場合の勤務は6,000円	同じ	

定員管理の数値目標及び進捗状況

平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
36 人	36 人	0 人	0.0 %